

## 土地改良事業等に係る建物等の調査委託事務要領（溶込み版）

### （通則）

第1条 熊本県農林水産部の所管する公共事業の施行に必要な土地等の取得等に伴う調査、補償金の算定等（以下「調査等」という。）の業務の委託については、**熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）**、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

### （委託の対象とする業務）

第2条 調査等で、業務の委託ができる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建物、工作物、墳墓及び立竹木に関する調査及び補償金額の算定
- (2) 営業に関する調査及び補償金額の算定
- (3) 事業損失に関する調査及び補償金額の算定
- (4) **補償説明**
- (5) その他前各号に類する調査等業務

### （用語の定義）

第3条 この要領において「**本部長**」とは、**熊本県広域本部設置条例（平成24年条例第59号）第4条第1項の本部長**をいう。

### （相手方の選定）

第4条 **本部長**は、調査等を委託する相手方の選定は、「**建設工事等に係る指名競争入札参加者の決定及び工区分割等の事務処理について（通知）**」（平成25年5月8日農林水第62号・監第153号）及び「**熊本県工事請負建設業選定要領**」（平成21年4月3日告示第308号一部改正）の定めるところによるものとする。

### （委託事務手続き）

第5条 **本部長**は、調査等を委託しようとする場合は、**指名競争入札**又は随意契約により行うものとする。

- 2 委託料の算定は、別添「**土地改良事業等に係る用地調査等業務費積算基準**」（平成24年7月13日農整第239号）に定めるところとし、その他算定に必要な事項は「**土地改良事業等に係る建物等の調査委託事務処理細則**」（平成26年4月15日農整第44号一部改正）に定めるところとする。
- 3 委託契約書は、「**熊本県公共工事関係業務委託契約約款等の運用について**」（平成12年3月29日付け監第2253号（平成15年7月11日一部改正））別記第1号様式「**公共工事関係業務委託契約書**」によるものとし、仕様書は、別添「**用地調査等共通仕様書**」（平成26年3月31日用対第199号**土木部長通知**）によるものとする。
- 4 監督及び検査については、熊本県会計規則の定めるところに準じ、契約の履行を確認するための必要な措置を講じなければならない。

(立入り)

第6条 **本部長**は、受託者が建物等に立入りできるよう、あらかじめ当該建物等の占有者及び所有者の承認を得ておくものとする。

2 **本部長**は、受託者が立入り調査を行うにあたって、あらかじめ当該建物等の占有者及び所有者の立ち会いが得られるよう措置しておくものとする。

(調査に必要な資料の貸与)

第7条 **本部長**は、受託者に工事計画平面図その他調査に必要な資料を貸与するものとする。

(身分証明書)

第8条 **本部長**は、受託者に身分を示す証票（以下「身分証明書」という。）（別記様式第1号又は第2号）を交付し、調査にあたっては常に身分証明書を着用させなければならない。

2 **本部長**は、調査等が完了したときは、遅滞なく受託者に身分証明書を返納させるものとする。

(成果品の提出)

第9条 **本部長**は、調査等が完了したときは遅滞なく「成果物引渡し申出書」（「熊本県公共工事関係業務委託契約約款等の運用について」の別記様式15）を提出させるものとする。

(成果品の検査等)

第10条 **本部長**は、成果品の提出があったときは遅滞なく当該成果品の検査を行い、不合格品については再調査を行わせる等、必要な補正を命じなければならない。

附 則

この要領は、平成元年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。